

保険証の廃止について

2024年12月2日から
健康保険証が**新規交付されなくなりました。**



【経過措置】

お手元の保険証は
2025年12月1日まで使えます。

※退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。

保険証の廃止について

2024年12月2日から

保険証が新規交付されないケース

(手続きをしても新しい保険証がお手元に届きません。)

- 再雇用（エルダー等）により記号・番号が変わる
- 退職後、大塚健保の任意継続被保険者制度に加入
- 就職や転職により当組合に新規加入する
- 新たに家族を扶養に入れる
- 保険証を紛失、破損したとき



被扶養者増員のときは、
短期有効期限（2ヶ月）
の「資格確認書」を
交付します。

これからの医療機関のかかり方

保険証が交付されなくなってしまうからは、医療機関受診時は以下のどちらかをご提示ください

① マイナ保険証

保険証利用登録したマイナンバーカード



② 資格確認書

マイナンバーカードを持っていない方・保険証登録をしていない方

健康保険資格確認書	
本人(被保険者)	
発付日 平成06年03月18日 交付	
記号	番号 1234567 (投醫) 00
氏名	大和 太郎
性別	男
生年月日	平成06年01月28日
資格取得年月日	令和06年04月01日
一部負担金の割合	0割
有効期限	令和13年09月17日
保険者番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
保険者名称	〇〇健康保険組合 組合長 田中
保険者所在地	東京都江東区深川〇〇-△△△

または

これからの医療機関のかかり方



① マイナ保険証

マイナンバーカードの保険証利用登録をすることによって、
病院・薬局にかかることができます。

マイナンバーカードの保険証利用登録方法

① マイナンバーカードを取得しましょう。

マイナンバーが通知された封筒に、「二次元コード付き交付申請書」が入っています。申請の仕方は下記のリンクまたは右の二次元コードからご確認ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>

② マイナンバーカードを保険証として利用登録しましょう。

利用登録の方法はいろいろ、詳しくは下記リンクまたは右の二次元コードからご確認ください。

・ スマートフォン/PCで ・ セブン銀行ATMで ・ 市区町村役場で ・ 医療機関・薬局で

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



これからの医療機関のかかり方



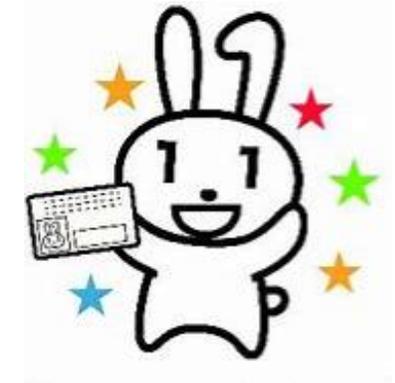
マイナ保険証利用のメリット

4つのメリット

1. データに基づくより良い医療が受けられる
2. 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除
3. マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
4. 医療現場で働く人の負担を軽減できる

くわしくは厚生労働省Webサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html#kokumin11



これからの医療機関のかかり方

② 資格確認書

「マイナンバーカードをお持ちでない方」、
「マイナンバーカードを保険証利用登録していない方」には
健康保険組合から資格確認書をお送りします。

健康保険資格確認書	
本人（被保険者）	
令和06年03月18日 交付	
記号 1234	番号 1234567 (控) 30
氏名	
性別	男
生年月日	平成06年01月28日
資格取得年月日	令和06年04月01日
一部負担金の割合	0割
有効期限	令和13年09月17日
保険者番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
保険者名称	〇〇健康保険組合
保険者所在地	東京都江東区深川〇〇-△△△

■ 資格確認書について

- 有効期限 最長5年*
- ハガキ大の「紙」

*大塚健保では有効期限最長5年の資格確認書を発行します。

- 例) 2024年12月2日～2025年7月31日交付の方 ⇒ 有効期限 2029年7月31日
2025年8月1日～2026年7月31日交付の方 ⇒ 有効期限 2030年7月31日

資格確認書の発行の対象となる方

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを保有しているが、保険証利用登録を行っていない方
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む）の方

- マイナンバーカードを返納された方
- マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方（ご本人の申請による交付）
- マイナ保険証での受診が困難で介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある方等（ご本人の申請による交付）

ご本人の申請による交付の場合「資格確認書交付申請書」を提出してください。

これからの医療機関のかかり方

その他の証について

	マイナンバーカード 	資格確認書 
限度額適用認定証	健保への 申請不要 医療機関ではマイナンバーカードを使用	健保への 申請が必要 紙の証を交付
限度額適用・標準負担額減額認定証	健保への 申請が必要 医療機関ではマイナンバーカードを使用	健保への 申請が必要 紙の証を交付
特定疾病療養受療証	健保への 申請が必要 医療機関ではマイナンバーカードを使用	健保への 申請が必要 紙の証を交付
高齢受給者証	健保への 申請不要 医療機関ではマイナンバーカードを使用	健保への 申請不要 紙の証を交付

資格情報のお知らせ ※資格確認書ではありません

加入者の皆さま全員に 資格情報をWebサイトにて配信します

マイナンバーカードの利用が本格化すると、これまで保険証に印字されていた健康保険記号・番号がわからなくなります。そのため、記号・番号等が記載された「資格情報のお知らせ」を配信します。

【確認方法】 大塚健保Webサイト <https://www.kenpo.gr.jp/opckenpo/>



にログインすることで、いつでも 閲覧・ダウンロードできます。

【被扶養者】 被扶養者(ご家族)の「資格情報のお知らせ」も被保険者(社員)あてに送付します

「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。
受診にはマイナ保険証または資格確認書が必要です。

The image shows a sample of the 'Qualification Information Notification' document. It includes a header with '(保険者名) (保険者番号)', a title '資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い', and a table with the following data:

記号	000	番号	00000000 (仮番号00)
氏名	アスト 花子		
性別	HJ 女		
資格種別	HJ		
資格取得年月日	平成0年0月0日		
保険者名	〇〇		

Below the table, there is a QR code and a note: 'スマートフォンお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーからログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。 - マイナンバーカードへのアクセス・ダウンロードはこちら -'.

マイナ保険証への移行スケジュール

医療機関受診の際はマイナ保険証または資格確認書をご提示ください。

マイナ保険証の利用にご協力ください



マイナ保険証



資格確認書

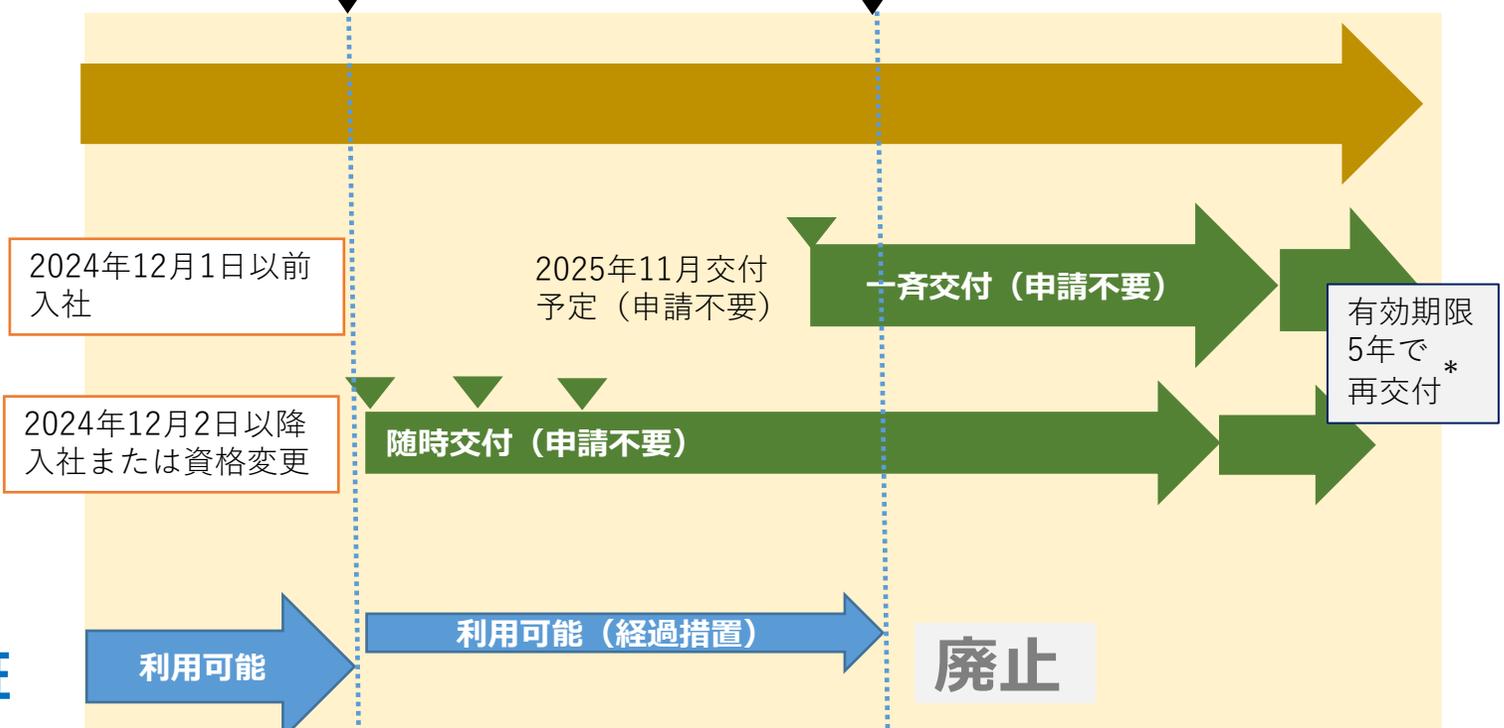
マイナ保険証をお持ちでない方



従来の保険証

2024年12月2日
保険証発行終了

2025年12月2日
経過措置終了



一斉交付 (申請不要)

随時交付 (申請不要)

有効期限
5年で
再交付*

*大塚健保では有効期限最長5年の資格確認書を発行します。
例) 2024年12月2日～2025年7月31日交付の方 ⇒ 有効期限 2029年7月31日
2025年8月1日～2026年7月31日交付の方 ⇒ 有効期限 2030年7月31日

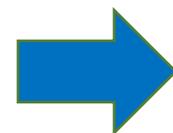
マイナポータルの資格情報画面のダウンロード方法

「マイナポータル」の画面で健康保険の資格を確認することができます。

マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの場合は、以下の手順でマイナポータルの資格情報画面をダウンロードすることができます。

[マイナポータル] <https://myrna.go.jp/>

①マイナポータルにログイン



②「端末に保存」ボタンをクリック



返却について

使用できなくなった保険証等（退職や扶養削除などによる）の返却の要・不要

	2025年12月1日まで	2025年12月2日以降
保険証	要	不要 （廃止）
資格確認書	要 ただし、有効期限を超過したものは不要	
資格情報のお知らせ	不要	

再交付について(2024年12月2日以降)

紛失等により再交付が必要となった時の手続き

<p>保険証を紛失した</p>	<p>マイナンバーカードをご使用ください。 マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの保険証登録をされていない方は「資格確認書交付申請書」を提出</p>
<p>資格確認書を紛失した</p>	<p>「資格確認書再交付申請書」を提出 なるべくマイナンバーカードの保険証登録をしてください。</p>
<p>資格情報のお知らせを紛失した</p>	<p>マイナポータルで情報確認が可能です。なるべくマイナポータルをご利用ください。必要な方は「資格情報のお知らせ再交付申請書」を提出</p>

保険証を証明として利用するとき・記号番号を確認したいとき

病院・薬局以外で保険証をつかうときどうする？

大塚健保の加入者であることを確認するときや、各種申請を提出するために記号番号を確認したいときは「**マイナポータル**」または「**資格情報のお知らせ**」をご覧ください。

保険証記号番号が必要なもの

- 健診予約システム
- カフェテリアプラン
- 特定健診受診券申請書
- 【女性の健康】についての相談
- 長期収入サポート制度（GLTD）
- 法人契約スポーツクラブ

- 健康保険に関する申請

適用：異動届、ビーンスターク、再交付申請書、限度額（減額）適用認定証、特定疾病申請書、高齢受給者基準収入額適用申請書、任継取得申請書

給付：出産育児一時金関係、出産手当金、傷病手当金、療養費・療養費（あはき）、海外療養費、埋葬料、移送費申請書・請求書、高額医療資金貸付申込書、出産資金貸付申込書、第三者行為による傷病届

資格確認書の交付を希望するとき

- ・ マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
 - ・ マイナ保険証での受診が困難で介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある方
- などの理由により交付ご希望の方は「**資格確認書交付申請書**」を提出してください。

マイナンバーカードの保険証利用解除

マイナンバーカードの保険証利用を解除するときは、大塚健保に申請するようになります。
「**マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書**」を提出してください。
申請書を受け付けたら「**資格確認書**」を交付いたします。
尚、解除登録が完了するまでには1~2か月かかります。

その他

マイナンバーカードの番号が変わった

事業所ご担当者様にご連絡をお願いします。

マイナンバーカードに関する問い合わせ

マイナ保険証に関する問い合わせ先など

【国】マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することや
その他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

0120-95-0178 (運用中)

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをお願いします。

退職して大塚健保の任意継続被保険者になるとき

- ・ 任意継続被保険者になると記号・番号が変わります。
- ・ マイナンバーカードを保険証利用登録している方は、そのまま使用することができます。
- ・ **「資格情報のお知らせ」**を全員にお送りします。
- ・ マイナンバーカードを保険証利用登録していない方には**「資格確認書」**をお送りします。
- ・ ご在籍時の保険証は2025年12月1日までは返却が必要です。
- ・ 有効期限内の資格確認書をお持ちの方は返却が必要です。

《退職後すぐ病院にかかるとき》

任意継続被保険者になってから3日間（営業日）は医療機関に資格情報が連携されません。その間に受診した医療費については全額お支払いいただくこととなりますが、後日大塚健保に請求することで健保負担分は戻ってきます。

